

早社協発第77号
令和6年11月15日

自治会・町内会長の皆さまへ

(福)早島町社会福祉協議会
会長 三宅 進
〈公印省略〉

福祉活動員候補者の推薦について（ご依頼）

平素から、早島町社会福祉協議会の地域福祉推進事業に、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、この度は、下記地区で令和7年3月末日にて任期満了(または、退任)となる福祉活動員の後任の方のご推薦をお願いしたく、ご連絡させていただきました。

福祉活動員の皆さまには、各地区の生活課題を抱えている高齢者、障がい者、母子・父子世帯等を把握し、見守り活動を専門職と一緒に行っていただき、町内の公的福祉窓口と各自治会とのパイプ役もお願いしたいと考えております。

そのため、それぞれの地区（自治会・町内会の区域）の福祉活動員は、自治会・町内会からご推薦をいただき、連携して地域福祉活動にご協力いただきたい所存でございます。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが、別紙『ご推薦にあたって（よくあるご質問）』をご覧ください、添付の推薦書に必要事項をご記入のうえ、令和7年3月17日(月)を目処に本会までお届けいただきますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 交替地区（13地区40名）

矢尾、イトーピア、若宮、無津、真磯台、花町、中山、ニュー早島、備南台、樽島、長津・畑岡、舟本、下前湯

2. 本件に関するお問い合わせ・ご連絡先

早島町地域福祉センター「オアシス早島」内（早島町前湯 249-1）

(福)早島町社会福祉協議会事務局

TEL：482-3000／FAX：482-3044

ご推薦にあたって（よくあるご質問）

（１）任期について

- ☛福祉活動員の任期は、活動で密接に関係する民生委員（厚生労働大臣委嘱の行政委員）任期の３年に合わせ、原則３年となっております。
- ※公式任期を原則にお願いしておりますが、地区により調整が困難な場合は、２年や単年の交替を承認させていただいております。
- ※毎年度初めに交付する委嘱状の任期は、便宜上、単年度表記とさせていただきます。

（２）推薦人員について

- ☛活動範囲の目安を３０～５０世帯にお一人としております。
（推薦人員は地区内の実情により増やしていただくことも可能です。）
- ☛この度、貴地区で交替となる福祉活動員の数は、別紙地区別の「福祉活動員」名簿のとおりです。

（３）組織について

- ☛別紙『福祉活動員設置規則』をご覧ください。
- ☛福祉活動員が複数の地区においては、地区代表を選出いただき、地区内活動員への情報提供や取りまとめをお願いすることとなります。

（４）活動内容について

①具体的な役割

福祉活動員は、本会や関係機関並びに自治会等や民生児童委員と連携し、次のような活動を行っています。

- ☛担当区域内的福祉課題やニーズ把握、その問題解決の促進への協力。
- ☛担当区域内的要援護者の見守り活動等、福祉ネットワークづくり。
- ☛自治会等が進める地域活動や福祉活動への参画。
- ☛本会が行う福祉のまちづくり事業への参画。



②地区における活動（事例）

- ☛ふれあい・いきいきサロン活動の運営や協力
 - ☛民生児童委員と連携した要援護者の生活状況の把握
 - ☛要援護者（高齢者や障がい者世帯等）への定期・不定期の友愛訪問
- ※地区により異なります。



★令和７年度の活動予定は検討中です。

福祉活動員設置規則

（目的）

第1条 社会福祉法人 早島町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、住民への福祉啓発と主体的に福祉活動に取り組むことができる人材を育成するため、小地域における福祉活動の担い手となる福祉活動員を自治会町内会（以下、「自治会等」という。）単位に設置し、住民参加による地域福祉活動の促進を図ることを目的とする。

（設置人数及び委嘱）

第2条 福祉活動員の人数は、自治会等内の概ね30世帯から50世帯に1名を目安とする。ただし、自治会等内の世帯数及び状況等を考慮し、増員することができる。

2 福祉活動員は、自治会等の推薦により本会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（任期）

第3条 福祉活動員の任期は3年とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 福祉活動員は再任することができる。

（活動内容）

第4条 福祉活動員は、本会や関係機関並びに自治会等や民生児童委員と連携し、次の活動を行う。

- （1）担当区域内の福祉課題やニーズ把握に努め、その問題解決の促進に協力する。
- （2）担当区域内の要援護者の見守り活動等を行い、福祉ネットワークづくりに努める。
- （3）自治会等が進める地域活動や福祉活動に積極的に参画する。
- （4）本会が行う地域福祉事業に協力し、福祉のまちづくりを進める。
- （5）福祉活動員で構成される協議会の自主的活動に参画する。

（活動費）

第5条 福祉活動員に、予算の範囲内で活動費を支給することができる。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

この規則は、平成25年4月1日から施行する。